

| | | | | | |
|----------------------|--|---|-------------------------|----------|------|
| 分担金・拠出金の名称 | 武器貿易条約(ATT)締約国会議等分担金 | 拠出金等の種別 | 平成29年度 予算額 (当初予算) | 16,639千円 | 総合評価 |
| 拠出先の国際機関等の名称 | 武器貿易条約事務局 | 分担金 | | | C |
| 国際機関等の概要及び 成果目標 | <p>(1)設立目的・経緯 本条約は国際的及び地域的な平和及び安全への寄与等のために通常兵器の国際取引を規制するための可能な限り高い水準の共通の国際的基準を確立し、通常兵器の不正な取引及びこれらの流用を防止することを目的としている。2013年4月2日、国連総会において多数決にて採択され、2014年12月24日発効。締約国は93か国(2017年5月末現在)。我が国は、2014年5月9日に受諾書を寄託し、アジア大洋州地域における最初の締約国となった。条約上の規定により、条約上与えられた責任を遂行するために「必要最小限の組織」の事務局を設置することが定められており、第1回締約国会議(2015年9月)において、ジュネーブに事務局を設置することが決定された。</p> <p>(2)拠出に当たっての成果目標 本件分担金は、武器貿易条約(ATT)の関連会合への参加に対し、ATT財政規則5に則して負担するもの。通常兵器の国際取引に関する規制を扱うATTは、我が国の産業及び安全保障に関係するものであり、会合参加により我が国の立場や考え方の表明と、会合における議論が我が国の政策と整合的なものとなることを目指す。</p> | | | | |
| 分類 | 評価基準 | 実績・成果等 | | | |
| I 当該機関等の活動・組織について | 1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力 | <p>(戦略的な活動) 2016年8月の武器貿易条約第2回締約国会議は、締約国による条約内容の履行の促進と、締約国数の拡大(普遍化)に向けた議論の深化を図るため、「効率的な条約履行」、「透明性と報告」そして「条約の普遍化」に関する作業部会をそれぞれ設置することを決定した。これら作業部会は、オープンエンドの参加方式をとっており、同条約の形成過程において重要な役割を担った市民社会が活発に参加することを確保している。ATTは発効から3年を経ずに90か国強まで締約国が急速に拡大しているが、これは、発効後もひきつづき高いモメンタムが維持されている証左である。 (ビジビリティの確保) ATT事務局が管理するウェブサイトは、従来は関連会議の情報や締約国会議の議長の締約国拡大(普遍化)活動の様子等を共有することが重視されてきたが、第3回締約国会議(2017年9月)に向けて、事務局は新たにSNSのツイッターのアカウントを開設し、一般に向けて発信する取組が開始されている。この流れで、ウェブサイトの拡充に向けた議論も、第3回締約国会議の議題の一つとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年の第2回締約国会議で設置された作業部会の内、「効率的な条約履行」作業部会の下で、ATTの各規定の履行によるSDGsの実現に向けた貢献についての議論が行われている。ATTの主要な規定である国内的な管理制度の確立や、適切な武器貿易の推進が、SDG16.4(「2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ・・・」)他の目標に貢献するとの認識が共有されている。 ・第2回締約国会議(2016年8月)において決定された、締約国の条約履行の取組を支援するための「任意信託基金」は、その支援事業選定にあたり、国連通常兵器基金(UNSCAR)によって支援されている事業との重複を避けるため、同基金を管理する国連軍縮部(UNODA)との連携を実施している。 ・条約体の財政規律を維持するための「管理委員会」に、日本は設置当初から委員として参画している。 | | | |
| | 2 当該機関等の組織・財政マネジメント | <ul style="list-style-type: none"> ・ATTは、2014年12月に発効し、翌年の第1回締約国会議で事務局の設置場所が決定し、さらに翌年の第2回締約国会議で事務局の常設化が決定されたばかりの組織である。他方、2017年9月の第3回締約国会議の議題には財政状況が含まれており、これに先立つ準備会合(同年4月及び6月)では、事務局から財政状況に関する報告が行われ、会議参加国による会議・事務局経費の適切な支払いの重要性に関する議論等が行われている。また、ATT財政規則10Iに則し、国際的な監査法人の選定が開始されている。 ・分担金の延滞問題は、現時点においては深刻なものとはなっていないものの、締約国会議議長及び事務局のイニシアティブにより、早急な対応の必要性が叫ばれ、各国による分担金の支払い、延滞状況の公表も含めた真剣な議論が進んでいる。また、現在の事務局員は3名のみであるが、当初の議論では10名を超える規模を主張する国もあったが、我が国として効率性を重視し、最小限の規模とすることを主張し、結果、この立場が反映された形となっている。我が国は引き続き管理委員会の委員として、条約体の財政規律に強い関心を持っている。 ・条約の発効及び事務局設置から間もないことから、これまで本条約体の組織・財政マネジメントに対する外部監査や外部機関による評価は実施されていないが、ATT財政規則10Iに則し、国際的な監査法人の選定が開始されている。 | | | |

| | | |
|--|--------------------------------------|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">II 当該機関等と日本との関係について</p> | <p>3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性</p> | <p>・武器貿易条約(ATT)は、通常兵器の国際取引を規制するための世界で初めての条約であり、冷戦後に問題が特に顕在化した小型武器問題を初めとする通常兵器の責任ある貿易の概念を具体化したものである。同条約の主要規定は、世界レベルでの武器貿易の透明性を確保するほか、武器貿易の透明性の向上による、不法武器取引の抑制によって、テロリストなど非国家主体への武器の移転を防止し、もって国際社会の平和と安全の維持・促進に裨益することが期待される。同条約の加盟国は93か国(2017年5月末現在)に上り、世界的な拡がりをもっていることから、国連分担率を参考に算出されるATT分担率で第2位(9.75%)である日本が拠出を減額する場合、かかるネットワークに破綻を来し、我が国を含む国際社会の平和と安定に支障を生じる虞がある。</p> <p>・ATTが目標に掲げる責任ある貿易は、国際社会の平和と安定にとって重要であるが、各国の国内制度や国内状況、地域の安全保障環境等、様々な事情により実現の方策が異なる。その実現には、我が国が一国で取り組むには迂遠に過ぎるため、多様な締約国が参加するATTの枠組を我が国として支えていくことが不可欠である。</p> <p>・2014年12月の条約発効以後、最初に開催された第1回締約国会議(2015年9月)では、最高意思決定機関である締約国会議を支える補助機関(管理委員会)が設置され、同時に補助機関の構成国(委員)が選出されたが、我が国はアジア大洋州地域の代表として同委員に選出された。また、第2回締約国会議(2016年8月)では、締約国による条約履行を支援するための新たな補助機関として「任意信託基金」が設置され、同基金の用途を検討する「選定委員会」が選出されたが、同委員会にも日本は選出されている。管理委員会及び選定委員会は、一会期毎に複数回会合が開催されるが、日本はいずれにも毎回参加し、前者は条約体の財政事項を、後者は任意信託基金の用途について、各種決定に参画してきている。</p> <p>・最高意思決定機関である締約国会議の議長との間では、各種会議のみならず日常的に接触を保っており、補助機関(各種委員会)における我が国の代表出席に加え、日本側の意向を条約体の活動に反映させている。</p> <p>・輸出(第7条)及び輸入(第8条)のみならず、通過又は積替え(第9条)、仲介(第10条)及び流用(第11条)といった、武器貿易のあらゆる段階における透明性の確保を目指しているところ、我が国の貿易管理政策、安全保障政策と整合的である。</p> <p>・ATTを交渉する国連会議において主導的役割を担い、発効後も積極的に参加し、我が国の政策に整合的なルール作りに関与してきている。特に、最高意思決定機関の補助機関として現在3つの機関が設置されているが、設置順に「管理委員会」及び「任意信託基金選定委員会」には設置当初から委員として参画し、「作業部会」(「効率的な条約履行」、「透明性と報告」、「条約の普遍化」の3作業部会)については、各会合に積極的に参加し、内容面での貢献を行ってきている。</p> |
| | <p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p> | <p>・ATT事務局には、事務局長1名と職員が2名の合計3名が所属しているが、現時点で日本人職員の採用実績はない。</p> <p>・ATT事務局職員の地域的配分に関する明確な規定はない。なお、ATTは締約国会議の議長(一会期毎に交代)の選出についても地域的な割り振りについて何らの規定もなく、各種会合についても、地域割りに基づく組織はされていない。</p> <p>・最高意思決定機関の締約国会議を支える補助機関として、財政規律を議論する「管理委員会」、締約国の条約履行を支援するための任意信託基金の運用について締約国会議へ提案を行う「任意信託基金選定委員会」の何れについても、日本は委員として参画している。</p> <p>・ATT事務局職員の地域的配分に関する明確な規定はない。なお、ATTは締約国会議の議長(一会期毎に交代)の選出についても地域的な割り振りについて何らの規定もなく、各種会合についても、地域割りに基づく組織はされていない。</p> <p>・ATT事務局は2015年に設置され、現在の職員も2016年に初めて雇用されたばかりである。事務局職員の採用に当たっては、日本の人材の知見が貢献できるよう、日本から職員に応募した人材の採用について事務局長へ働きかけを行った経緯はあるが、未だ日本人職員の採用実績はない。</p> |
| | <p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p> | <p>PLAN: 予算管理委員会及び締約国会議で次年度分予算案を議論、承認。 DO: 我が国の分担金支払。事務局による予算案執行。 CHECK: 締約国会合において、予算管理委員会及び外部監査による報告による支出及び運営活動の成果を評価。 ACT: 予算管理委員会及び締約国会合にて、運営における要改善事項の提言を行う。</p> <p>・ATT財政規則10Iに則し、国際的な監査法人の選定が開始されたところであり、監査報告は未だ作成されてはいないが、これまでの締約国会議に際し、事務局から財政状況に際しての報告が行われている。2016年度の予算(約80万米ドル)からの余剰金は約23万米ドルであり、財政規則8Iに則して翌年度予算に持ち越された。ATTは発効から間もないことから、会議開催経費の当初見積もりと実際の支出に若干の乖離が生じているが、我が国も委員を務める管理委員会においても、適正な見積もりと支出に関する議論が行われ、今後改善が見込まれる。</p> |
| <p>担当課室名</p> | <p>通常兵器室</p> | |